

こころの健康の維持・向上

(山口県アルコール健康障害対策・ギャンブル等依存症対策推進計画)

背景

アルコール健康障害対策については、2013年（平成25年）に「アルコール健康障害対策基本法」が制定され、アルコール健康障害が、肝機能障害等の体の健康の問題のみならず、飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に密接に関連することに鑑み、アルコール健康障害に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、アルコール健康障害を有し、又は有していた者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとされており、本県においては、2017年（平成29年）に「山口県アルコール健康障害対策推進計画」を策定しました。

ギャンブル等依存症対策については、2018年（平成30年）に「ギャンブル等依存症対策基本法」が制定され、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することとされています。

今回、「山口県アルコール健康障害対策推進計画」の改定及び「山口県ギャンブル等依存症対策推進計画」の策定にあたり、ICD-11（国際疾病分類）において、アルコール使用障害とギャンブル障害が同じ疾患群にまとめられたこと、また、どちらも、飲酒やギャンブルなどの行為を繰り返すことによって脳の状態が変化し、自分で自分の欲求をコントロールできなくなる病気であること等から、「山口県アルコール健康障害対策・ギャンブル等依存症対策推進計画」とし、これまでのアルコール健康障害対策における取組の成果を活かして、相互に有機的な連携を図りながら、総合的に対策を推進することとしました。

また、広く県民にアルコール健康障害とギャンブル等依存症への理解を深めてもらうことは、「健康やまぐち21計画」が掲げる「こころの健康」にも資することから、両計画を統合することとしました。

○アルコール健康障害とは…

アルコール依存症その他の多量の飲酒、二十歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう（アルコール健康障害対策基本法第2条）。

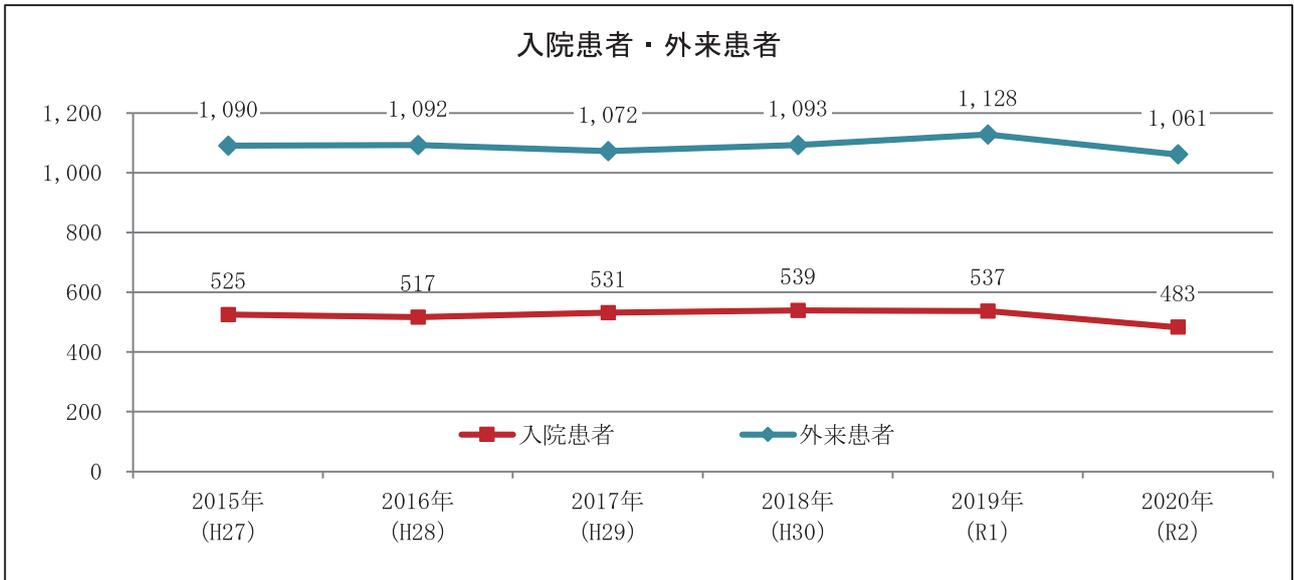
○ギャンブル等依存症とは…

ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう（ギャンブル等依存症対策基本法第2条）。

現状

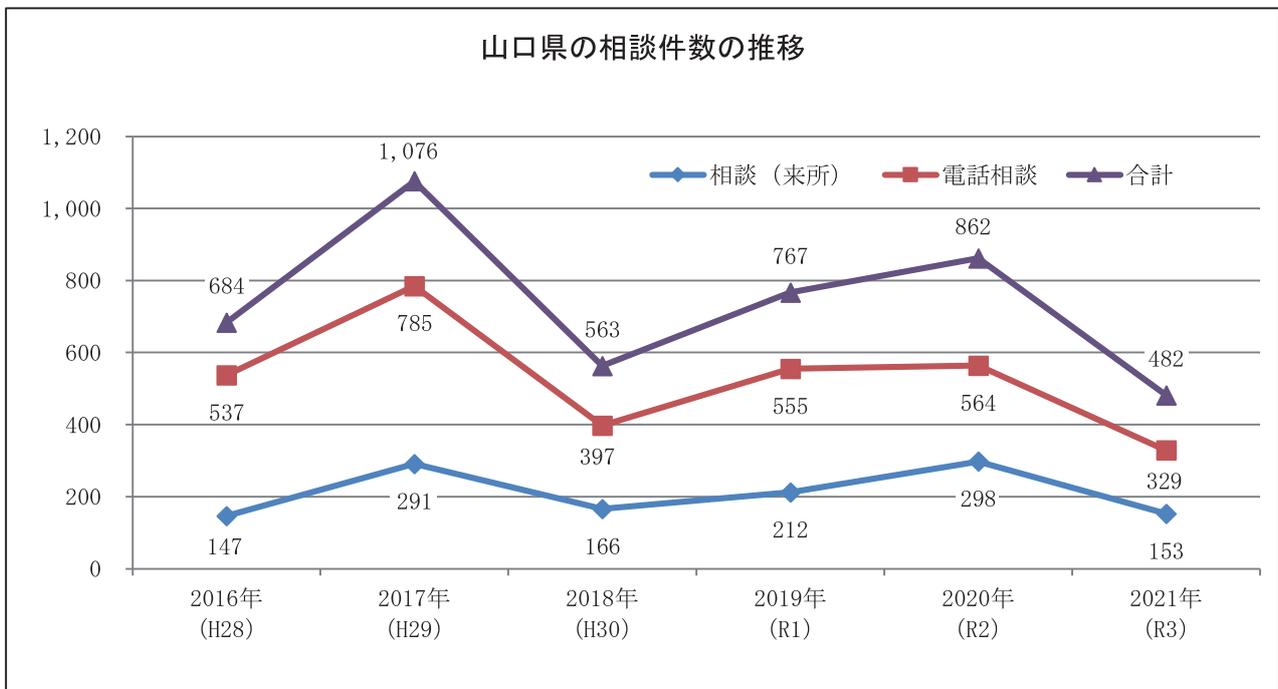
1 アルコール健康障害に関する資料

(1) 山口県のアレルギー依存による精神科医療機関への入院患者数・外来患者数



出典：NDBオープンデータ

(2) 山口県におけるアルコールについての相談件数の推移
(精神保健福祉センター及び各保健所合計)



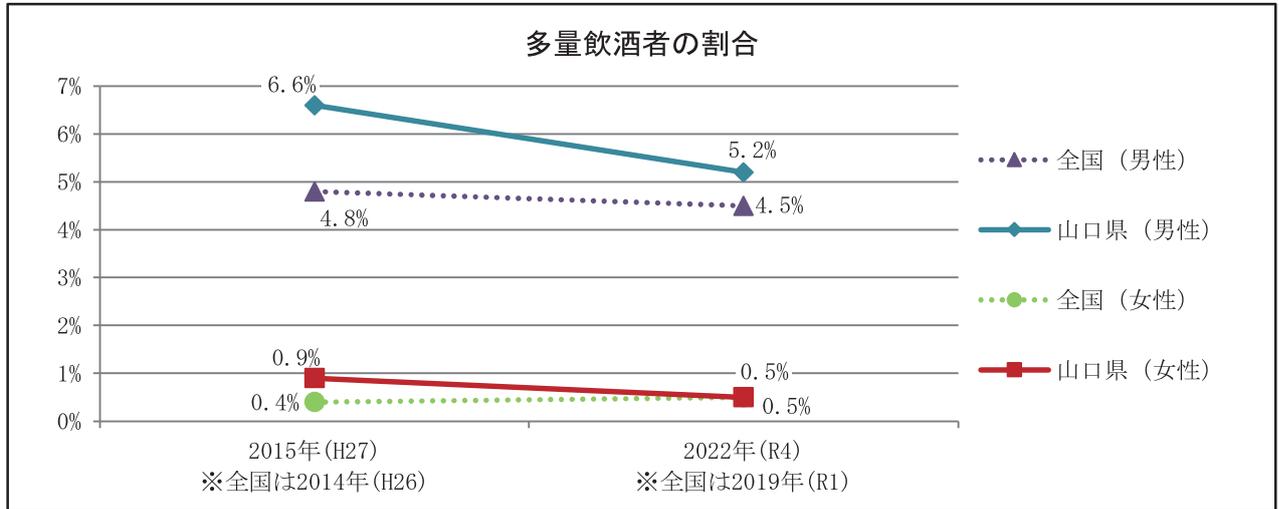
出典：精神保健福祉センターの相談件数：衛生行政報告例

出典：各保健所の相談件数：地域保健・健康増進事業報告調

(3) 飲酒の状況

① 多量飲酒者の割合

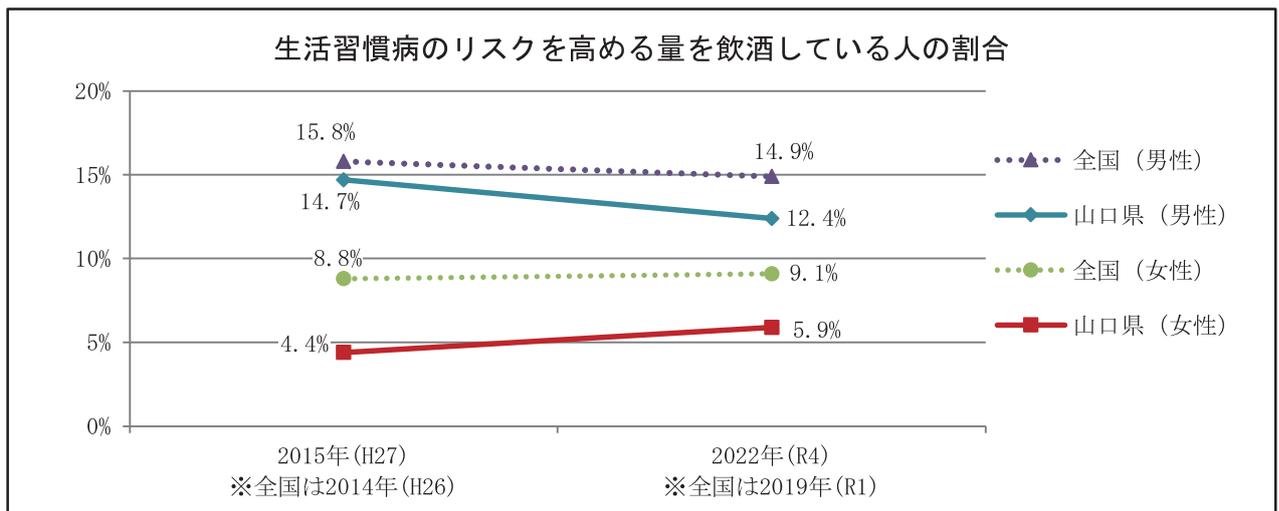
※多量飲酒者：1日平均純アルコール約60g（ビール中ビン3本に相当）を超えて摂取する人



出典：国民健康栄養調査・県民健康栄養調査
※国民・県民に対する割合

② 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合

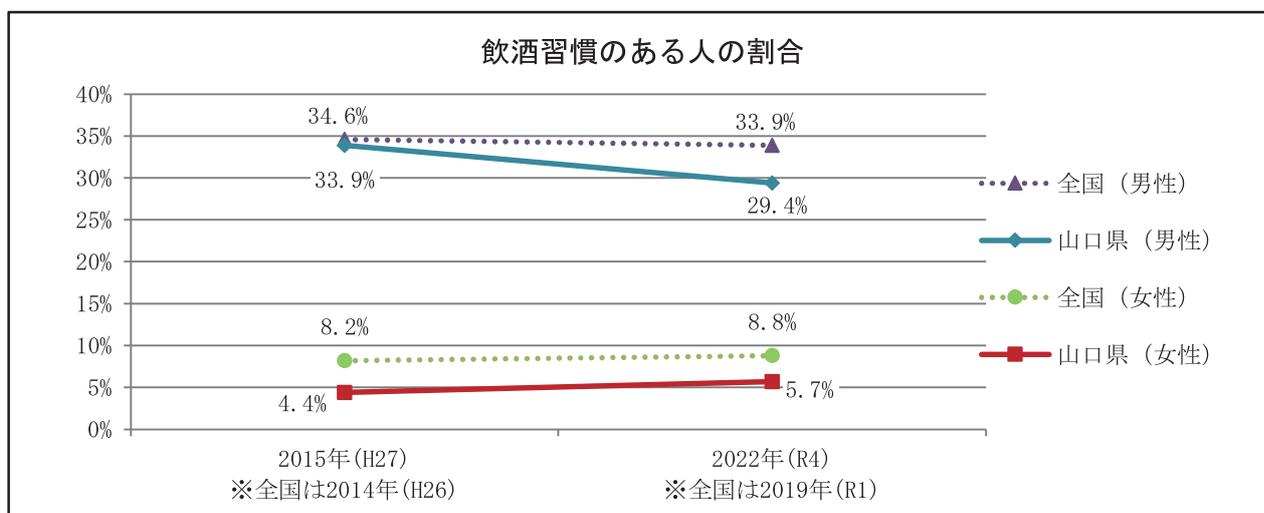
※生活習慣病のリスクを高める量：1日あたりの純アルコール摂取量
男性40g以上（ビール中ビン2本に相当）
女性20g以上（ビール中ビン1本に相当）



出典：国民健康栄養調査・県民健康栄養調査
※国民・県民に対する割合

③飲酒習慣のある人の割合

※飲酒習慣のある人：週3日以上飲酒し、飲酒日1日あたり清酒に換算して1合（ビール中ビン1本に相当）以上飲酒する人



出典：国民健康栄養調査・県民健康栄養調査
※国民・県民に対する割合

(4) アルコール依存症の生涯経験者の推計数

山口県		全国	
2012年 (H24) における推計数※1	2017年 (H29) における推計数※2	2012年 (H24) における推計数※3	2017年 (H29) における推計数※4
1.23万人	0.59万人	100万人超	54万人超

※1 平成24年10月の日本人口における推計数（厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」による）に、山口県の20歳以上の人口比率を乗じて算出

※2 ※3の全国数値に平成29年10月1日現在の20歳以上の人口比率を乗じて算出

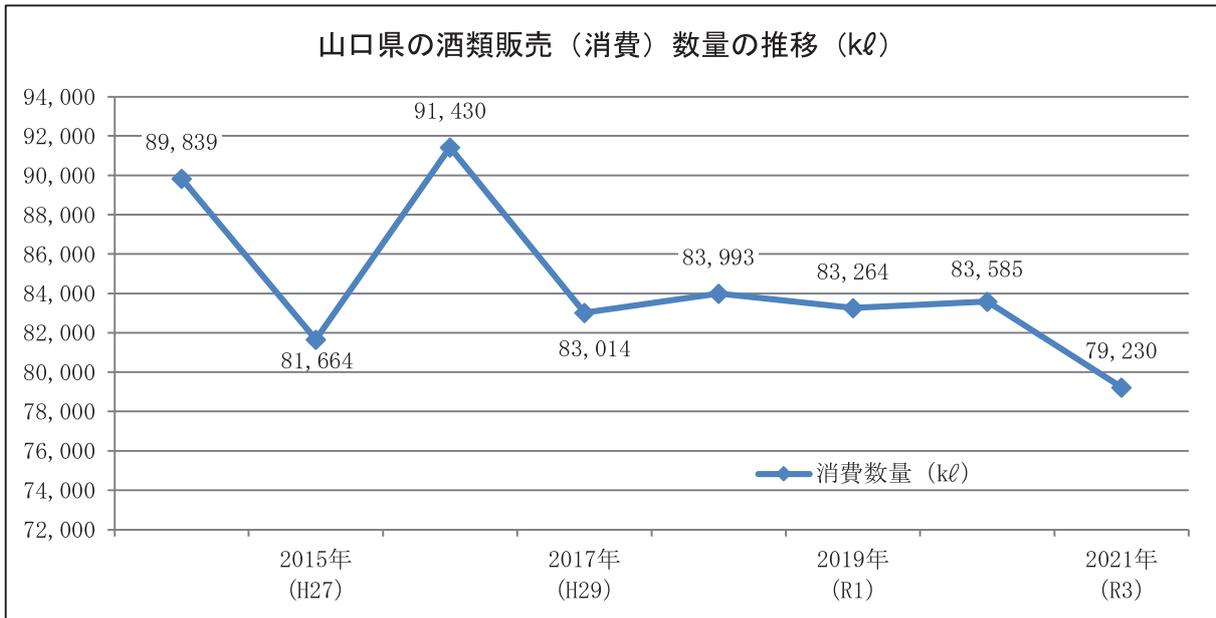
※3 厚生労働科学研究「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合的研究」（平成25年の調査結果の平成24年10月の日本人口における推定数）

※4 AMED「アルコール依存症の実態把握、地域連携による早期介入・回復プログラムの開発に関する研究」2016－2018（平成30年の調査結果の平成29年10月の日本人口における推定数）

※3と※4は調査方法が異なるため、比較には注意を要する。

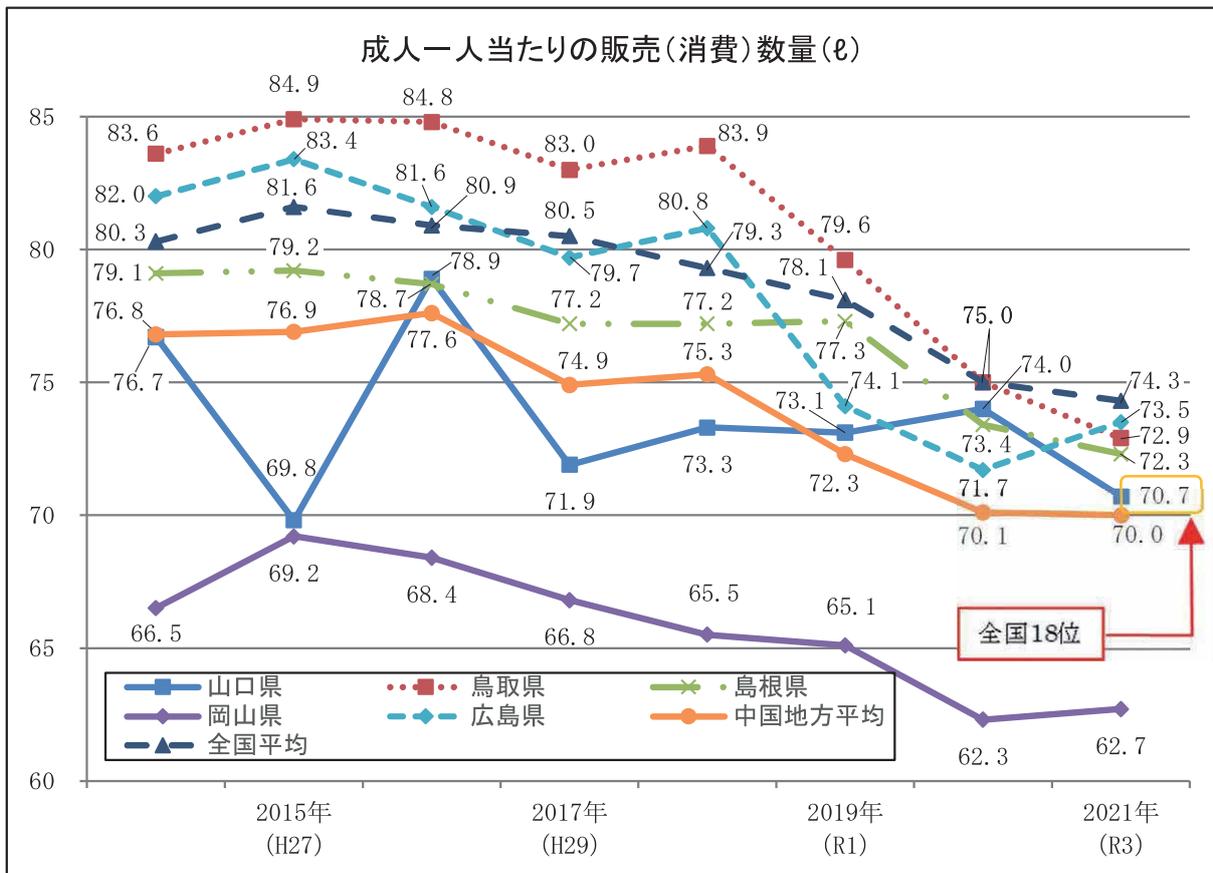
(5) 本県における酒類の販売（消費）数量の状況

①山口県の酒類販売（消費）数量の推移



出典：国税庁広島国税局

②成人一人当たりの販売（消費）数量



出典：国税庁 酒のしおり

2 ギャンブル等依存症に関する資料

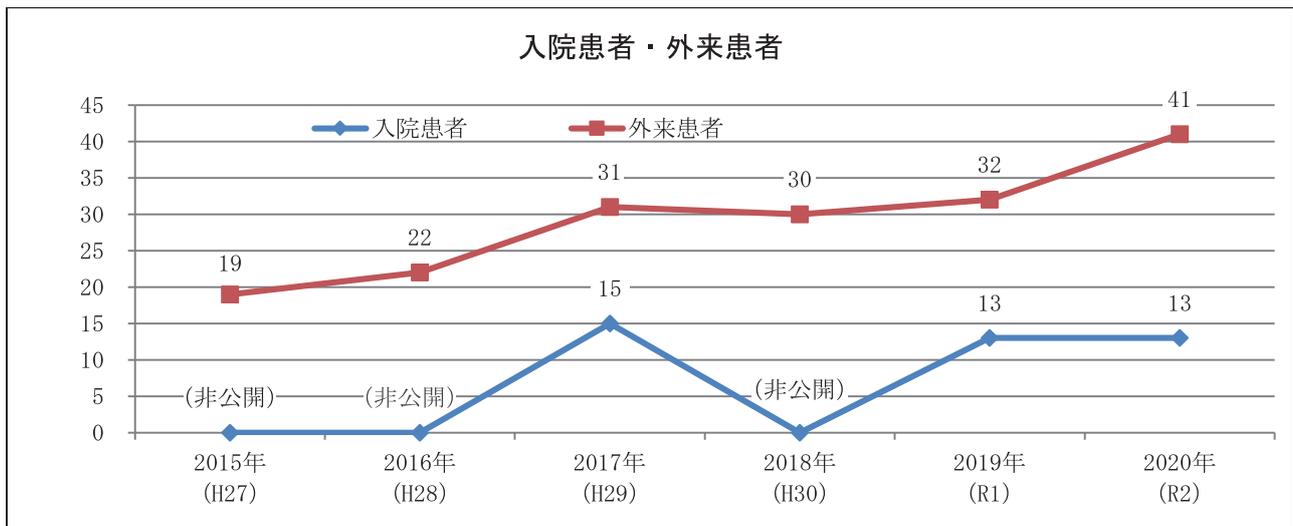
(1) 県民のうちギャンブル等依存症が疑われる人の状況

約2万5千人

2020年（令和2年）10月現在の成人の県民人口に、全国での割合2.2%（※）を乗じて算出。

※令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書（令和3年8月）による

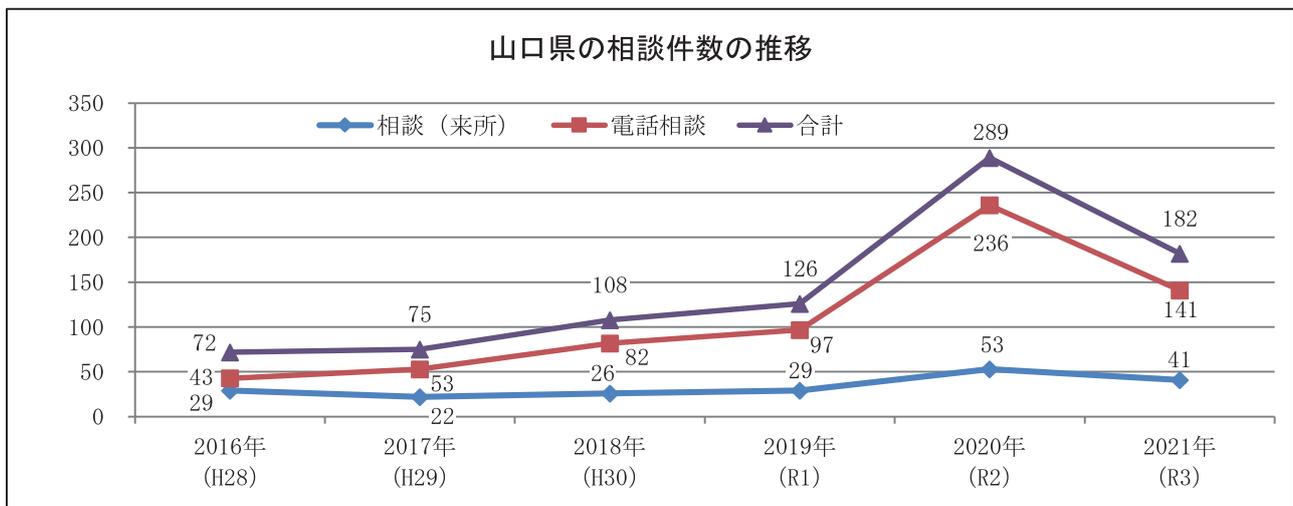
(2) 山口県のギャンブル等依存症による精神科医療機関への入院患者数・外来患者数



出典：NDBオープンデータ

(3) 山口県におけるギャンブル等についての相談件数の推移

（精神保健福祉センター及び各保健所合計）

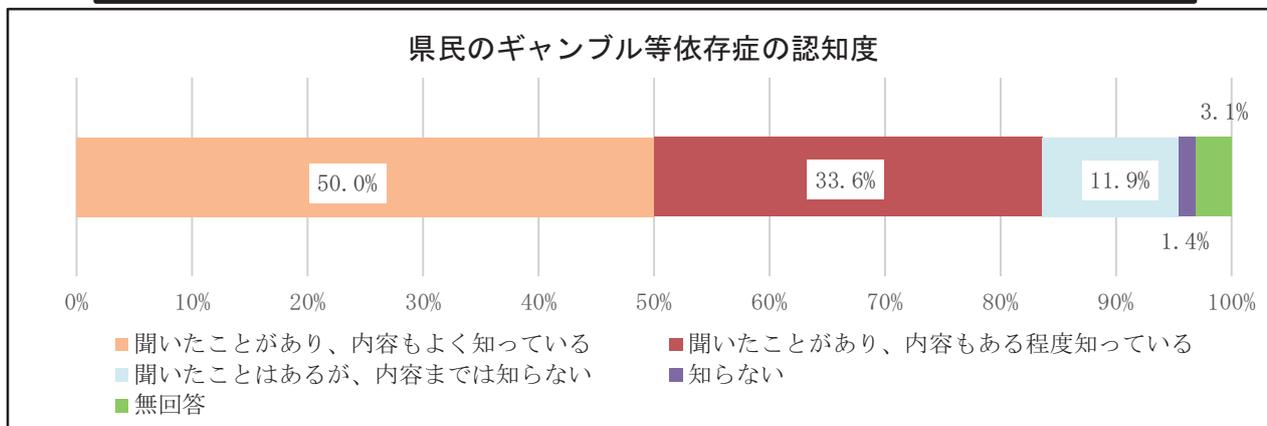


出典：精神保健福祉センターの相談件数：衛生行政報告例

出典：各保健所の相談件数：地域保健・健康増進事業報告調

(4) 県民のギャンブル等依存症の認知度

あなたは、「ギャンブル依存症」という言葉を聞いたことがありますか。
 ※「ギャンブル依存症」：ギャンブル等にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態のこと。

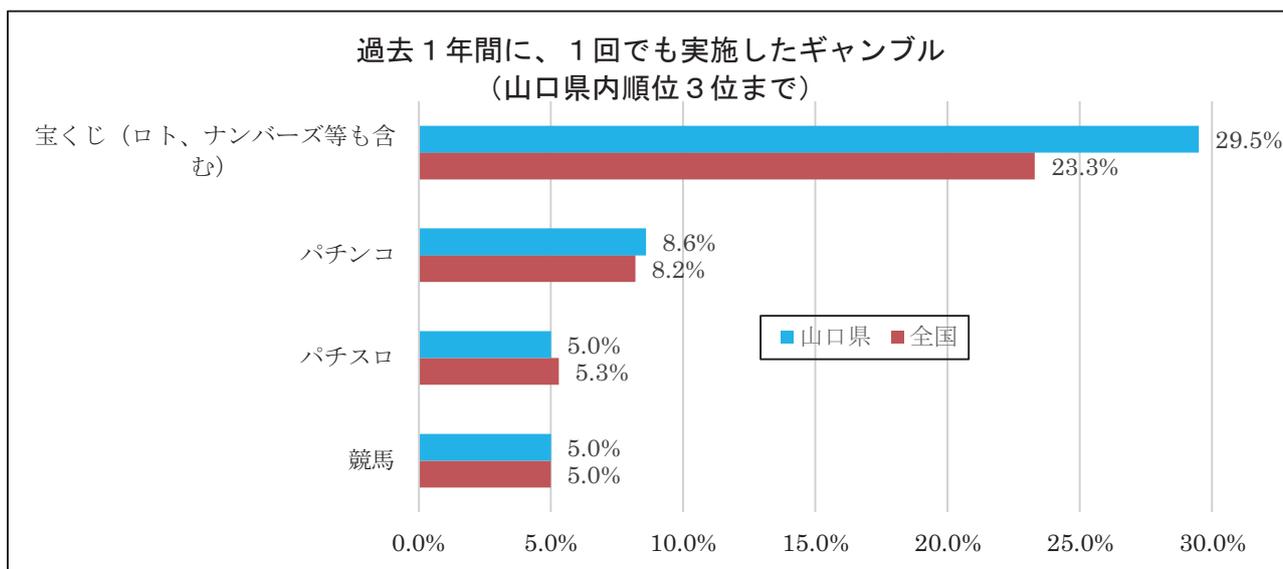


令和4年度県政世論調査では、「聞いたことがあります、内容もよく知っている」が50.0%、「聞いたことがあります、内容もある程度知っている」が33.6%、「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が11.9%となっており、『聞いたことがある』割合は95.5%、『内容を知っている』割合は、83.6%となっている。

(5) 県民のギャンブル等の実態

あなたは、ギャンブル等について、過去1年間はどのくらいの頻度で行っていましたか。

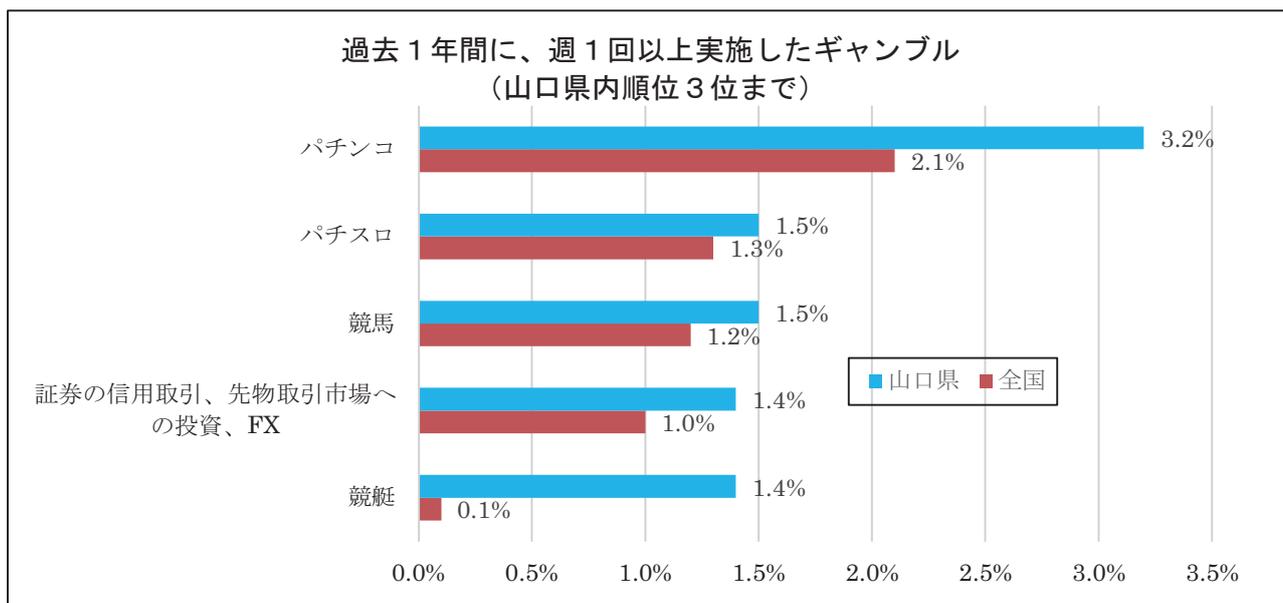
①過去1年間に、1回でも実施したギャンブル



出典：山口県：令和4年度県政世論調査

出典：全 国：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書

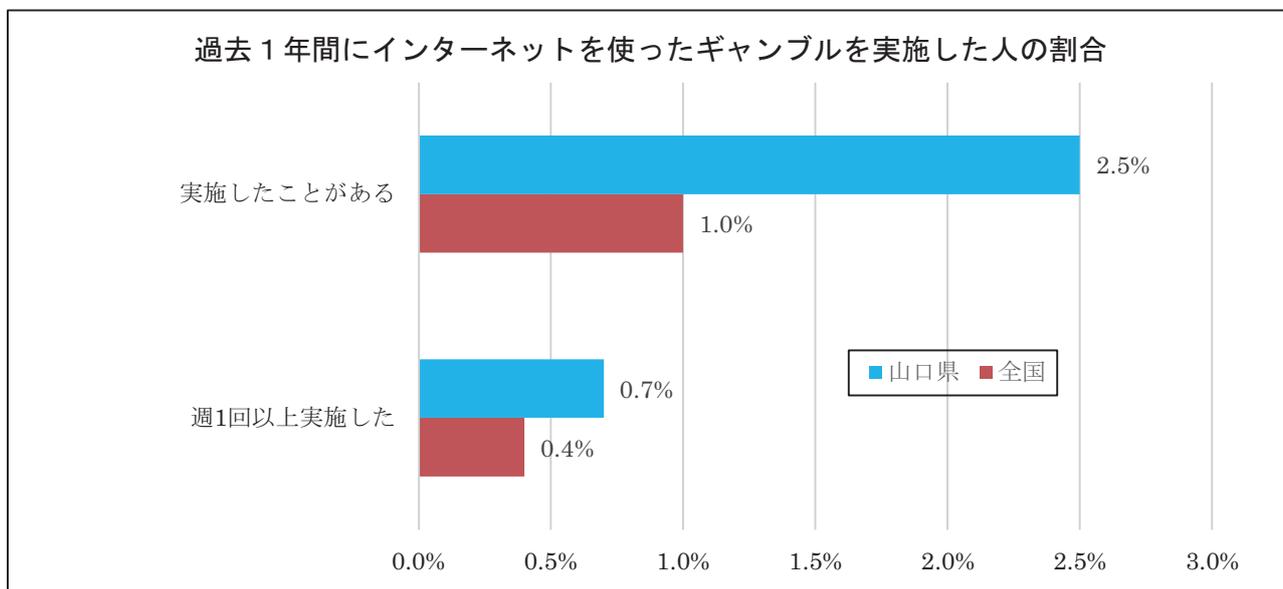
②過去1年間に、週1回以上実施したギャンブル



出典：山口県：令和4年度県政世論調査

出典：全 国：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書

③過去1年間にインターネットを使ったギャンブル（競馬、競艇、競輪、オートレースを除く。）を実施した県民の割合 ……賭博罪等に該当するおそれあり

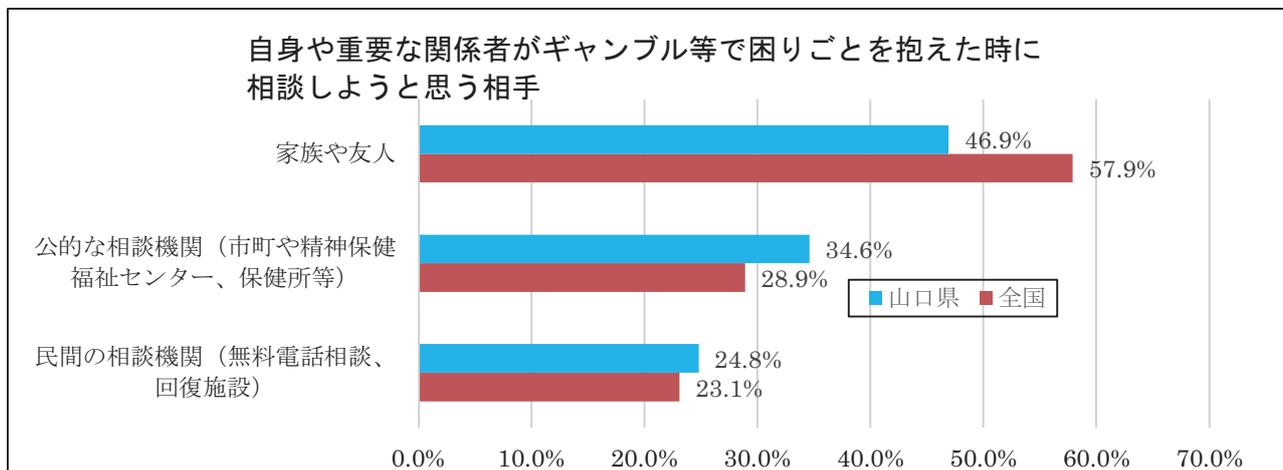


出典：山口県：令和4年度県政世論調査

出典：全 国：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書

(6) 自身や重要な関係者（家族や友人、同僚、交際相手など）がギャンブル等で困りごとを抱えた時に相談しようと思う相手

もし、あなた自身や、あなたの重要な関係者（家族や友人、同僚、交際相手など）がギャンブルのことで困りごとを抱えたら、だれ（どこ）に相談しようと思いますか。

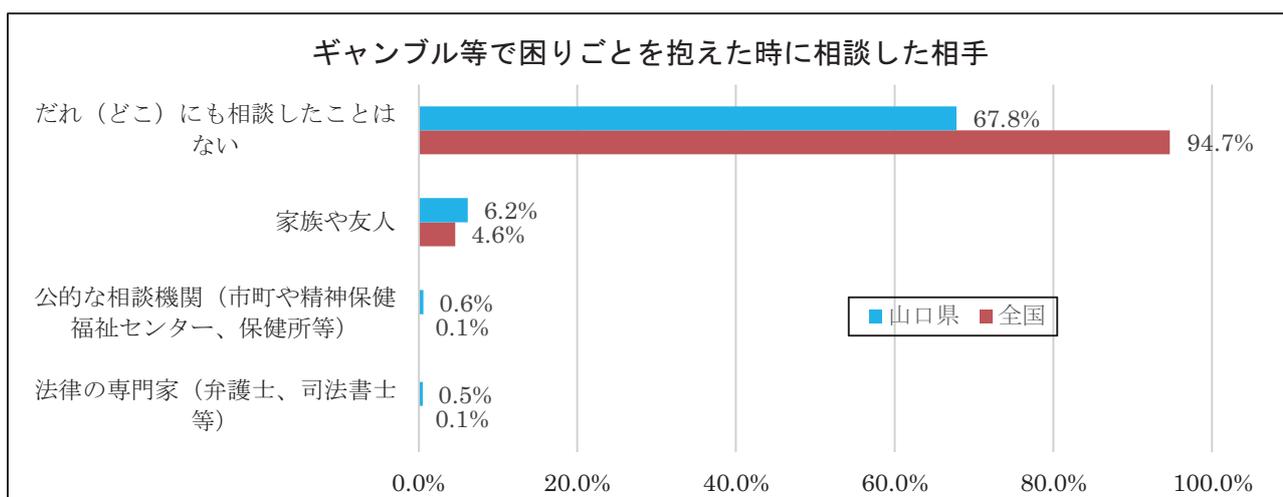


出典：山口県：令和4年度県政世論調査

出典：全 国：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書

(7) ギャンブル等で困りごとを抱えた時に相談した相手

あなたはこれまでに、あなた自身のギャンブル等のことで困りごとを抱え、だれか（どこか）に相談したことはありますか。あてはまる番号をすべて選んで○をつけてください。



出典：山口県：令和4年度県政世論調査

出典：全 国：令和2年度依存症に関する調査研究事業「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」報告書

(8) ギャンブル等の施設の状況

①公営競技場

4か所（全国都道府県中第6位※）

うち競艇場2か所、競輪場1か所、オートレース場1か所

公営競技の種別	施設名	所在地
競艇	下関競艇場	下関市
	徳山競艇場	周南市
競輪	防府競輪場	防府市
オートレース	山陽オートレース場	山陽小野田市

※第1位：東京都・福岡県（7か所）、第3位：愛知県（6か所）、第4位：北海道・埼玉県（5か所）、第6位は山口県その他、千葉県、神奈川県、静岡県、兵庫県となっている。

②遊技場（ぱちんこ店）

97店舗（令和4年警察庁調 全国都道府県中第35位）

基本理念

発生・発症、進行及び再発の各段階に応じたアルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策を、適切に実施するとともに、当事者とその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援することで、県民のこころの健康の維持・向上を図ります。

目標

- 1 アルコール健康障害対策とギャンブル等依存症の正しい知識の普及に努めること
- 2 アルコール健康障害対策とギャンブル等依存症の関係機関による連携協力体制の整備
- 3 生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合を減少させること

指 標	現 状 値	目 標 値	出 典
生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の減少（1日当たりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の人の割合） 【再掲】	男性 12.4% 女性 5.9% (2022年度：R4)	男性 減少させる 女性 4.4% (2026年度：R8)	県民健康 栄養調査

※生活習慣病のリスクを高める量：1日あたりの純アルコール摂取量

男性40g以上（ビール中ビン2本に相当）

女性20g以上（ビール中ビン1本に相当）

- 4 20歳未満の人の飲酒をなくすこと
本来飲酒すべきでない人の飲酒の防止
- 5 妊娠中の飲酒をなくすこと
本来飲酒すべきでない人の飲酒の防止

推進体制

1 推進体制

県計画の策定に当たっては、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症に関連する様々な関係者の意見を聴くため、医療、福祉、自助グループ等で構成する「山口県アルコール健康障害対策・ギャンブル等依存症対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）を設置したところです。

県計画の推進においては、推進協議会で協議を行いながら計画的に進めていきます。また、関連施策との有機的な連携が図られるよう、関係機関との連絡・調整等を行うとともに、必要に応じて、各市町、医療機関、事業者や自助グループ等様々な関係者との協議を行います。

2 計画の進行管理

推進協議会において計画の進捗状況を把握し、県計画の適切な進行管理に努めます。

3 計画の見直し

3年ごとに県計画の重点課題の目標の達成状況について確認し、アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策の効果の評価を行います。この評価を踏まえ、検討を行った上で、必要があると認める時には、推進協議会の意見を聴いて、県計画の変更を行います。

また、3年間の計画対象期間が終了する前であっても、必要があれば、県計画に変更を加えます。

重点課題

取り組むべき重点課題として、以下の5つの事項を設定します。

1 正しい知識の普及啓発

- (1) それぞれの年齢や特性に応じた普及啓発を実施することで、アルコール健康障害及びギャンブル等依存症の発生を予防します。
- (2) 依存症者への誤解や偏見の解消に努め、患者本人や家族が、相談機関や医療機関へ、相談しやすく受診しやすい環境づくりに努めます。

2 相談支援体制の充実・強化

依存症相談拠点機関の精神保健福祉センターや、各保健所・市町との連携により、必要な相談・支援窓口の充実を図ります。

3 関係機関との連携

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症が疑われる患者が、適切に切れ目のない医療を受けられるよう、地域の医療従事者や相談機関、専門医療機関等の連携の充実を図ります。

4 人材の育成

依存症に関する取組の情報共有や、医療従事者等への研修を実施します。

5 回復後の支援

行政機関・医療機関・自助グループや回復支援施設等の民間団体が協働し、医療機関での治療後も、継続して依存症者やその家族等の支援を行います。

基本的な施策

重点課題を推進するため、以下の施策を実施します。

1 県民への教育の振興等

アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策について、行政機関・医療機関・自助グループや回復支援施設等の民間団体が連携し、以下の点に重点を置いて、それぞれの特性に応じた普及啓発を実施します。

- 依存症は、依存性のある物質摂取や依存行為が習慣化すると、年齢・性別・社会的立場などに関わりなく、誰でもなる可能性があること。
- 依存症は特定の行為を自分の意思でやめたり、減らしたりできない病気であり、治療に向けた支援を行うことにより十分回復しうること。
- 当事者やその家族がアルコールやギャンブル等の問題に早く気付いて相談機関へつながることができるように、各地域の相談窓口やスクリーニングテスト等について周知すること。

(1) 学校教育等の推進

①小学校から高等学校等における教育

アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策に共通する取組として、学校における教育の充実を図るため、教職員等に対して理解の促進を図ります。

ア アルコール健康障害対策

学校教育において、アルコールが20歳未満の人の心身に及ぼす影響などを正しく認識させることが必要です。このため、小学校、中学校、高等学校等において、発達の段階に応じた保健教育等を通じて理解の促進を図ります。

特に高等学校において、2022年（令和4年）4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられましたが、飲酒による心身の発育への影響から、飲酒の制限年齢は20歳のまま維持されることについて、周知を図ります。

イ ギャンブル等依存症対策

学校教育において、ギャンブル等にのめりこむことにより日常生活や社会生活に与える影響等について、正しく認識させることが必要です。このため、小学校、中学校、高等学校等において、発達の段階に応じた保健教育等を通じて理解の促進を図ります。

特に高等学校において、2022年（令和4年）4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられ、単独で契約ができるようになりましたが、公営競技の制限年齢は、ギャンブル等依存症への懸念などから20歳のまま維持されることについて、周知を図ります。

②大学等に対する周知

大学等の学生担当の教職員や学生団体等と協力して、飲酒に伴うリスクの啓発やアルコールハラスメント、20歳未満の人の飲酒の防止、ギャンブル等依存症に係る知識等、各大学等の取組を促すために必要な周知を行います。

③自動車教習所における周知

自動車教習生に対して飲酒運転防止のための必要な周知を行います。

(2) 家庭に対する啓発

家庭における教育に資するよう、20歳未満の人の飲酒に伴うリスクやギャンブル等へのめり込むリスク等を保護者に周知します。

(3) 職場教育の推進

アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症の当事者の回復・社会復帰の支援が円滑に進むよう、依存症が回復する病気であること等の啓発に取り組みます。

また、当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促します。

健康診断や保健指導等の場を活用し、アルコール健康障害又はギャンブル等依存症の疑いがある人へ、AUDIT（問題飲酒者のスクリーニングテスト）やSOGS（ギャンブル等依存症のスクリーニングテスト）等の依存症のスクリーニングテストを活用するなどして、適切な助言を行い、適切な医療機関を紹介する等、早期発見・早期介入に努めます。

(4) 広報・啓発の推進

普及・啓発等の推進に当たっては、各実施機関において、依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進を図るため、各種イベント等において効果的な普及に取り組みます。

①アルコール健康障害対策

ア 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及の推進

アルコール関連問題啓発週間（11月10日～16日）等の機会を通じ、飲酒すべきではない人、女性や若年者、高齢者等の特有の影響に留意すべき人など、飲酒に伴うリスクについて、対象に応じた正しい知識を普及し、不適切な飲酒の防止を図ります。

飲酒習慣が、がんや循環器疾患をはじめとする生活習慣病や睡眠に及ぼす影響、職場での労働生産性に及ぼす影響、その他のアルコール関連問題に関する情報の周知を図ります。

イ 国、市町、関係団体、事業者等との連携による社会全体での取組

20歳未満の人や妊産婦の飲酒を防止するため、国、市町、関係団体、事業者等と連携して広報することにより、社会全体で、飲酒が20歳未満の人や胎児性アルコールスペクトラム障害（FASD）など胎児・乳児へ及ぼす影響に関する正しい知識の普及に取り組みます。

また、アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の防止に資するため、国、市町、関係団体、事業者等と連携し、社会全体で、飲酒が身体運動機能や認知機能に及ぼす影響や、飲酒の結果、理性の働きが抑えられること等の正しい知識の普及に取り組みます。

②ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症への対策は、当事者やその家族等が、依存症という病気になっているという認識を持ちにくいことから、ギャンブル等依存症関連問題啓発週間（5月14日～20日）等の機会を通じ、国、市町、関係団体、事業者等と連携して広報することにより、広く県民へギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解の促進を図ります。

2 広告・宣伝の在り方の周知・徹底

(1) 広告

①アルコール健康障害対策

酒類業界が、20歳未満の人や妊産婦などの、飲酒すべきではない人の飲酒の誘引防止及びアルコール依存症の当事者への配慮の観点から、不適切な飲酒を誘引することのないよう定めている広告・宣伝に関する自主基準の周知に協力します。

②ギャンブル等依存症対策

各公営競技場及び場外投票券発売場や、山口県遊技業協同組合等と連携し、広告や宣伝が射幸心をあおるものとならないよう、広告・宣伝に関する指針等の遵守を求めます。

(2) 不適切な誘因の防止

①アルコール健康障害対策

酒類業者が実施する広報・啓発活動と連携し、20歳未満の人の飲酒の防止を図り、酒類を販売又は供与する業者による20歳未満の人への酒類販売・供与について、適切な指導・取締りを行います。

風俗営業管理者等に対し、管理者講習等を通じて20歳未満の人への酒類提供の禁止の周知を図ります。

風俗業者等による営業所での20歳未満の人への酒類提供について、適切な指導・取締りを行います。

なお、酒類を飲用する少年（少年法の定義により、20歳に満たない人。以下同じ。）を発見した時には、補導の上、当該少年に飲酒の中止を命じ、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促します。

②ギャンブル等依存症対策

公営競技場及び場外投票券発売場及びぱちんこ営業所への、入場年齢に満たない人の入場制限等について周知を図ります。

各公営競技場や山口県遊技業協同組合等と連携し、ホームページ等で、のめりこみ防止に関しての注意喚起を行うよう求めます。

また、公営競技場及び場外投票券発売場及びぱちんこ営業所において、入場年齢に満たないと思われる人が入場していることを確認した場合は、声掛けや年齢制限、保護者同伴の確認を実施するよう求めます。

なお、ギャンブル等を行う少年を発見した時には、補導の上、当該少年にギャンブル等の中止を命じ、健全育成上必要な助言を行うとともに、保護者等に指導を促します。

3 早期発見・早期介入の促進

(1) アルコール健康障害対策

健康診断や保健指導等の場を活用し、アルコール健康障害又はその疑いがある人へ、AUDIT等の依存症のスクリーニングテストを活用するなどして、適切な助言を行い、適切な医療機関を紹介する等、早期発見・早期介入に努めます。

また、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築を目指します。

市町、産業保健スタッフ等に対して、アルコール健康障害の基礎知識や最新の動向等、健康の保持・増進のために必要な保健事業を行うための研修会を実施します。

(2) ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症への対策は、アルコール健康障害と比較して新しく始まった取組であり、当事者やその家族等が、依存症という病気になっているという認識を持ちにくいことから、ギャンブル等依存症についての正しい知識の普及と理解の促進を図り、SOGS等の依存症のスクリーニングテスト等を周知し、活用してもらうなどして、当事者や家族が病識を持つことにより、早期発見・早期介入につなげていきます。

4 アルコール健康障害及びギャンブル等依存症に係る医療の充実等

(1) アルコール健康障害対策

アルコール健康障害が疑われる人を適切な治療に結び付けるため、治療拠点機関を通じて、内科、救急等の一般医療及び専門医療の医療従事者等に対して、早期介入の手法を含むアルコール依存症等の研修を実施します。

また、内科・救急等の一般医療、一般の精神科医療機関、専門医療機関、相談拠点、自助グループ等の関係機関の連携体制の構築を目指します。(再掲)

その他、アルコール健康障害に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関及び治療拠点機関の機能等について周知します。

(2) ギャンブル等依存症対策

ギャンブル等依存症は、適切な治療や支援により回復が十分可能な病気ですが、専門医の不足等から、依存症患者が必要な支援を受けることが難しい状況です。そのため、治療拠点機関を通じて、早期発見・早期介入の対応から回復に関わる医療従事者向け研修を開催し、精神科病院や精神科標榜の診療所等へ協力を求め、人材の育成に努めてまいります。

その他、ギャンブル等依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関及び治療拠点機関の機能等について周知します。

5 アルコール健康障害対策に関連して飲酒運転等をした人に対する指導等

(1) アルコール健康障害対策

①飲酒運転をした人などに対する指導等

飲酒運転をした人について、アルコール依存症等が疑われる場合には、精神保健福祉センター・保健所等を中心とした相談窓口により、当該飲酒運転をした人を、自助グループや専門医療機関等につなぐための取組を推進します。

飲酒運転をした人の家族については、同様の取組を推進します。

飲酒運転をした人に対する取消処分者講習において、地域の相談・治療機関リストの提供や、自助グループの紹介等により、アルコール依存症のおそれのある人が、相談や治療を受けるきっかけとなるよう取り組むほか、飲酒運転防止セミナー等を活用して、アルコール依存症の相談場所等の周知に取り組みます。

②暴力・虐待・自殺未遂等をした人に対する指導等

暴力・虐待、酩酊による事故又は自殺未遂等の問題を起こした人について、アルコール依存症等が疑われる場合には、精神保健福祉センター・保健所等を中心とした地域の関係機関・関係団体が連携し、当該暴力・虐待等の問題を起こした人又はその家族に対し、アルコール関連問題の相談窓口や自助グループ等を紹介すること等により、節酒・断酒に向けた支援、専門医療機関等における治療など適切な支援につなぐための取組を推進します。

また、アルコール依存症が自殺の危険因子の一つであることに鑑み、山口県自殺総合対策計画を勘案し、自殺対策に関する関係機関等と連携することで、アルコール健康障害対策を推進します。

(2) ギャンブル等依存症対策

多重債務等の金銭問題や、窃盗等の犯罪を通して、ギャンブル等依存症の疑いがあることがわかった人については、消費生活センター、山口県弁護士会、日本司法支援センター（愛称：法テラス）、生活困窮者への対応を行う自立相談支援機関、市町の生活保護担当課等の関係機関が連携して、必要な支援につなげていきます。

6 相談支援等

アルコール・ギャンブル問題に悩んでいる本人やその家族等が、早期に適切な治療や支援を受けられるよう、精神保健福祉センターや保健所等を中心として、相談の拠点を明確化し、依存症に悩んでいる人が最初につながるができる、各地域の窓口について広く周知を行います。

その上で、地域における医療機関・行政・自助グループ等の関係機関の役割を整理し、各機関が相互に情報共有や協力体制を築くことで、適切な相談や治療、回復支援にまでつなげる切れ目のない連携体制を構築します。

このことについて、各種イベント等の際に周知を図るとともに、広報誌、インターネット、リーフレット等の様々な広報媒体を活用して幅広く広報を行います。

また、精神保健福祉センターは、相談マニュアル等を常に最新の内容に整え、保健所、市町及び関係機関職員への研修等を行い、人材育成を図ります。

7 社会復帰の支援

(1) 就労及び復職の支援

アルコール・ギャンブル等依存症本人の回復・社会復帰の支援が円滑に進むよう、依存症が回復する病気であること等の啓発に取り組みます。

また、当事者の休職からの復職・継続就労について、偏見なく行われるよう他の疾患同様に職場における理解や支援を促します。(再掲)

(2) 依存症からの回復支援

アルコール・ギャンブル等依存症本人の生活再建、社会復帰に向けて、家族や医療・保健・福祉関係者、民間団体等の関係機関・団体と連携して支援を行います。

また、当事者が回復した状態を維持し続けられるよう、自助グループ等の情報を提供し、その活用につなげていきます。

8 民間団体の活動との連携

アルコール・ギャンブル等依存症の回復過程において重要な役割を果たしている自助グループ等に、依存症本人やその家族等がつながりやすいよう、広報等の支援を実施します。

普及啓発に当たって、当事者や家族の体験談や、回復事例を紹介すること等により、回復支援における自助グループの有用性を啓発します。

精神保健福祉センター、保健所、市町等が、依存症本人やその家族等をつなげるために、日頃から顔の見える関係の強化に努めます。

9 人材の育成等

上記1～8までの基本的施策の推進により、アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策に関わる人材の育成に取り組みます。

10 調査研究の推進等

アルコール健康障害対策及びギャンブル等依存症対策の推進のため、県民健康栄養調査等の県が実施する調査を通じて、実態や対策の効果を検証するためのデータ収集及び分析を行います。

また、国や他の都道府県が実施する調査研究についても情報収集や意見交換等を行う他、各圏域における協議の場を活用する等により、県内の実態や課題の把握に努めます。